

遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

遠野市告示第103号

平成17年10月 1 日

(趣旨)

第1条 生活排水による公用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置整備事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、遠野市補助金交付規則(平成17年遠野市規則第65号。以下「規則」という。)及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する施設であつて、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上で、放流水1リットルにつきBODが20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 専用住宅 自己が所有し、又は共有し、かつ、自己が居住する専用住宅又は店舗等併用住宅のうち住居面積が該当建物全体の2分の1以上になるものをいう。

(対象区域)

第3条 補助事業の対象区域(以下「対象区域」という。)は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の事業計画を定めた区域及び農業集落排水事業整備地区を除いた区域とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、前条に規定する対象区域において専用住宅に10人槽以下の浄化槽を設置しようとする者に対し、補助金を交付する。ただし、法人が設置しようとする浄化槽については、補助対象から除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 専用住宅の所有権を有しない者で、当該所有権者の承諾を得られないもの
- (3) 販売を目的として浄化槽付建築物を建築する者
- (4) 補助事業期間内に浄化槽の設置ができない者
- (5) 無登録、又は無届出の浄化槽工事業者の設置工事により浄化槽を設置した者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる人槽区分に応じ、同表の右欄に掲げる補助金の限度額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第7条 補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行った結果、補助金を交付すべきものと認められるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 補助金の交付の決定をしたときはその決定の内容を、条件を付したのものについてはその条件を、速やかに申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、遠野市浄化槽設置整備事業変更(中止、廃止)承認申請書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 次に掲げる変更については、軽微な変更として申請を省略することができるものとする。

(1) 浄化槽及び関連設備の位置の変更

(2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種の変更(同等以上の処理性能であり、かつ、人槽の変更を伴わないものに限る。)

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業完了後7日以内に、事業実績書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出された書類を受理したときは、当該書類の審査及び現地調査を行い、浄化槽設置工事の完成を確認するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 申請者は、前条第2項の規定により浄化設置工事の完成が確認されたときは、遠野市浄化槽設置整備事業補助金請求書に別表第2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求があった場合において、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(提出書類及び提出期日)

第13条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおり

とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年遠野市告示第16号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年4月1日告示第66号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月14日告示第142号）

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日告示第90号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第70号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日告示第36号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の遠野市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

人槽区分	補助金の限度額
5人槽	625,000円以下
6～7人槽	730,000円以下
8～10人槽	925,000円以下

